

授業料等減免制度のご案内

(入校後1年を経過していない学生の
新規申請用) **福山能開短大版**

前期(4月)・後期(10月)申請

この制度は、経済的に困難な状況にある学生にも職業に必要な技能・技術・知識を習得する機会の拡大を図るためのものです。

この「ご案内」では、減免対象となるための要件や必要な手続きの流れについて記載しています。

内容を十分ご理解の上、希望者は手続きを行ってください。

なお、ご不明な点等があれば、担当者にご相談ください。

申請期限

前期は4月の、後期は10月の授業料

支払期限日まで

(最終平日17時まで)

1 認定要件

次の①～④の全ての要件を満たすことが必要です。

① 国籍・在留資格等に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ア 日本国籍を有する者
 - イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として本邦に在留する者
 - ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
 - エ 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であって、将来永住する意思があると当校の長が認めた者
- ※留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については支援の対象にはなりません。

② 学業成績等に関する要件

次の各条件に該当すること。

- ア 次のAからDのいずれかに該当すること
 - A 高校等の評定平均値が3.5以上であること
 - B 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
 - C 高校卒業程度認定試験の合格者であること
 - D 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
- イ 応用課程への入学者
 - 次のAからBのいずれかに該当すること
 - A 応用課程入学前の専門課程、普通課程等の成績が上位2分の1以上であること
 - B 学修計画書を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

③ 家計の経済状況に関する要件

次のア及びイに掲げる、基準を満たすこと。

ア 収入に関する基準

学生及びその生計維持者のそれぞれの「市町村民税の所得割額」を合算した額（減免額算定基準額）が、下表のいずれかの区分に該当すること。ただし、政令指定都市が発行する課税（所得）証明書により証明される市民税の所得割額については、その額に4分の3を乗じて得た額を用いることとする。

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3

イ 資産に関する基準

学生及び生計維持者の保有する資産の合計額が、以下の基準額に該当すること。

〔基準額〕

生計維持者が2人の場合 : 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 : 1,250万円未満

なお、ここで言う資産とは、次のものであること。

資産	資産の内容
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)
有価証券	株式、国債、社債、地方債等
投資信託	—
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。

資産の確認については、申請者の自己申告によるものとする。

ウ 「生計維持者」の定義

学生の「生計維持者」に該当する者については、次の整理により判断すること。

- i) 父母がいる場合 . . . 父母が生計維持者となる。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)が、ひとり親の場合は父又は母のみが、生計維持者となる。)
- ii) 父母がいない場合 . . . 父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者が生計維持者となる(例えば、父母を亡くした後、叔父が学生等の学費や生活費を支援している場合は、その叔父が生計維持者となる)。該当者がいない場合(独立生計の場合)は、学生本人のみが生計維持者となる。
- iii) 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に入所していた者等)の場合 . . . 父母の有無を問わず、独立生計と見なし、学生本人のみが生計維持者となる。

2 減免額

① 減免の対象となる授業料、入学料

減免の対象範囲は「授業料」、「入学料」であり、実習費などとして「授業料」「入学料」とは別に徴収されているものは含まれません。

なお、自治体、民間団体等により実施されている各種支援事業について、本制度と併せて利用することについては、制限するものではありません。

② 住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額

授業料等減免の額は、当該学生に係る次表の授業料及び入学料の額となります。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯の学生）（※）

課程	入学料	授業料（年額）
専門課程	169,200 円	390,000 円
応用課程（参考）	112,800 円	390,000 円

③ 住民税非課税世帯に準ずる世帯（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分）の学生に対する減免額

住民税非課税世帯に準ずる世帯（以下、「準ずる世帯」という。）の学生に対しては、住民税非課税世帯（第Ⅰ区分）の学生に対する減免額の3分の2の額（第Ⅱ区分）又は3分の1の額（第Ⅲ区分）を減免する。

◇授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生）（※）

課程	第Ⅱ区分（第Ⅰ区分の2/3）		第Ⅲ区分（第Ⅰ区分の1/3）	
	入学料	授業料（年額）	入学料	授業料（年額）
専門課程	112,800 円	260,000 円	56,400 円	130,000 円
応用課程（参考）	75,200 円	260,000 円	37,600 円	130,000 円

（※）授業料の減免は学年を前期と後期に分けて、1学年において2回実施されるため、減免額は1回につき、上記②、③の表の半期分の額となります。

3 申請手続き

1. 申請書類

以下の表を確認の上、該当する書類を提出して下さい。

対象者	必要書類
全員	<p>① 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式1）及び別紙1</p> <p>② 市区町村の発行する住民票（発行日が3ヶ月以内であって、申請者本人及びすべての生計維持者のもの。マイナンバーや本籍地の記載がないもの。）（原本）</p> <p>③ 課税（所得）証明書（申請期間中に市区町村で発行される直近の本人分及びすべての生計維持者分）（原本） ※居住地の市区町村が発行するもので、市町村民税の所得割額が確認できるもの ※市町村民税は、前期（4月）の申請においては前年の、後期（10月）の申請においては本年の1月1日現在で居住しているところ（原則として住民票の住所）で課税されるため、1月2日以降に他の市区町村に転居した場合は、1月1日時点で居住していた市区町村から取り寄せること。 ○生計維持者が上記の日付で海外に居住している（いた）場合は、課税（所得）証明書が発行されないため、別途学務課（学務援助課、学生課）へ相談すること。</p> <p>④ 能開大等の授業料等減免に係る学習計画書（様式3）</p>
<p>以下は、該当者のみ提出が必要な書類です。</p>	
<p>外国籍の者 （留学生（「留学」の在留資格を持つ者）については本制度対象外）</p>	<p>在留資格に関する要件を満たしているかを確認できる下記のいずれかの書類（在留資格・期限が明記されているもの）※本人分のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「在留カード」（写し） ・「特別永住者証明書」（写し） ・その他市区町村の発行する住民票（原本、全員が提出する書類として提出されている場合は併用可）等在留資格・在留期限等が明記されているもの <p>※申込時点で在留期限が切れているが延長申請中である場合、その旨を証明する書類の写しを併せて提出すること。</p>
<p>申請者本人又は生計維持者が生活保護を受給していた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護決定（変更）通知書（写し）等 <p>※保護受給期間に、申請を行う年（申請を行う月が1月から5月である場合は、申請を行う年の前年）の1月1日を含むことがわかるものを提出すること。</p>
<p>社会的養護を必要とする、或いは、していた者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の在籍又は退所証明書（原本）
<p>申請者本人（学生等）が独立生計の者 ※該当する場合、事前に相談すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証（写し） ・父母等の所得税法上の扶養家族となっていないことを証明する書類（父母の源泉徴収票（写し）等）

※必要に応じて追加書類等の提出を求める場合があります。

2. 確認用書類

前述の申請書類に加えて、申請者は全員「授業料減免制度要件確認チェックシート」及び「授業料減免申請書類チェックシート」に記入の上、提出してください。

3. 手続きの基本的な流れ

手続きの基本的な流れは下図のとおりとなります。

なお、一度認定され、その後も減免を希望する場合は、半年ごとに「継続願」を提出し、成績及び収入要件による審査を受ける必要があります。この審査の結果、減免の認定が取り消されたり、減免の区分が変更になる場合があります。

①申請書の提出…前期は4月の、後期は10月の授業料支払い期限日まで

↓
「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」(様式1)及び別紙1や前掲の必要書類等を作成の上、担当へ提出

②能開大等による審査…申請期限の翌月

※ 新規申請の審査では、学習計画書の記載内容について、個別面談による確認を行います。

③審査結果通知…申請期限の翌々月

④入学料・授業料の納付…前期は6月末日、後期は12月末日まで

↓
第Ⅱ区分(3分の2免除)又は第Ⅲ区分(3分の1免除)に該当、もしくは不認定だった場合は、期限内に必要な額の納付を行うこと。

⑤継続願の提出…後期は10月/次年度4月

↓
後期以降も授業料減免の継続を希望する場合は、半年に1回「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」(様式2)及び別紙1(以下「継続願」という。)を提出し、学業成績、収入及び資産に関する要件の確認を受ける必要があること(詳細は別途)

4 その他の措置

前期（4月）の申請者については、**前年**1月1日以降に以下のような予測できない事由により家計が急変し、緊急に減免の支援が必要となった場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たし、審査の結果認定されれば支援の対象となるため、該当すると思われる場合は担当者に随時相談してください。

- (1) 生計維持者の一方（又は両方）が死亡
- (2) 生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難
- (3) 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る。）
- (4) 生計維持者が震災、火災、風水害等で被災

※新型コロナウイルス感染症に係る影響により、上記（1）～（4）の急変事由により家計が急変し、緊急の支援の必要がある場合には、急変後の所得見込みによる家計の経済状況に関する基準のほか、学業成績等に関する基準、国籍・在留資格に関する要件を満たすことが確認できれば支援の対象となり得ること。

※新型コロナウイルス感染症に係る影響による家計急変であるが、上記（1）～（3）の急変事由に該当しない場合には、上記（4）に類するものとみなして取り扱うこと。

5 注意事項

1. 認定後の授業料減免の継続手続きについて

- (1) 継続して授業料減免を受けるために、半年に1回（年2回）、所定期間内に「継続願」を提出する必要があります。この手続きを怠ると、授業料減免は停止となります。

2. 授業料減免の継続のための要件確認について（適格認定）

- (1) 授業料減免の継続にあたっては次の要件確認が必要となります。
 - ①年1回行われる家計状況の確認により、収入や資産が授業料減免の基準を満たすかどうか、及び基準を満たす場合の授業料減免の支援区分の判定がなされ、この結果に従い、授業料減免の停止や授業料減免を継続する際の支援区分の変更があり得ること。
 - ②半期毎に行われる学業成績の確認により（総合課程は年度末に1回）、成績不良のため基準を満たさない場合は、授業料減免の「廃止」や「警告」という措置が行われること。

「廃止」となった場合は、以降の授業料減免が受けられなくなり、さらに廃止からの復活や再申請はできなくなる（専門課程在籍時に「廃止」に該当した場合、応用課程へ進学した場合でも、支援の対象とならないこと。）。

「警告」となった場合は、学業成績の向上に努める必要があること。連続して成績が向上せず「警告」となった場合は、「廃止」となること。

著しく成績不良である場合は、当該学期の初日（総合課程は年度の初日）に遡って認定を取消され、その年度で減免された入学料及び授業料を納付する必要があること。

- (2) 懲戒としての退校、停学、戒告または訓告の処分を受けた場合は、授業料減免については「廃止」又は「停止」になること。認定を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日付で認定の取消を行い、処分日の属する学年の初日に遡って授業料を徴収することとなります。

3. 休学・退校について

- (1) 休学・退校する場合は、休学・退校願を提出する際に、必ず、減免の担当者にも申し出て、必要な手続きを行ってください。
- (2) 正規の手続きにより休学した場合は、復学後、授業料減免を申請することが可能です。

4. 不正による認定の取り消しについて

学生等が不正に授業料等減免を受けたことが判明した場合には、授業料等減免対象者としての認定を取り消し、減免していた授業料等について、支払いを求めます。

5. 授業料等減免制度認定後の学業成績認定要件について

(1) 概要

授業料等減免制度の支援が開始されると、半期毎に1回、学業成績を確認します。(適格認定) 適格認定時は、新規申請時の学業成績の基準とは異なる基準を用いて審査を行います。

(2) 適格認定時の学業成績基準

下表の「廃止」の区分に該当していないこと。

区分	学業成績の基準
廃止	次の1～4のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1 修業年限(※)で卒業又は修了できないことが確定したこと。 ※普通課程は1年、専門課程・専門DS・応用課程は2年、総合課程は4年 2 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。 3 授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 4 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。
警告	次の1～2のいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得ない事由があると認められないとき 1 平均成績等が所属科における下位4分の1の範囲に属すること。 社会的養護を必要とする者で、学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合を除く。 2 授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること。(前の「廃止」区分の3に掲げる基準に該当するものを除く。)

(3) その他

予測できない事由により家計が急変したことによる申請(家計急変申請)についても、認定を受け支援が開始されたら、新規申請時とは異なる、学業成績基準(上表)を用いて審査を行います。